

丹波篠山市赤ちゃんの駅設置事業実施ガイドライン

このガイドラインは、丹波篠山市赤ちゃんの駅事業実施に関し、標準的な運用方法を定めたものである。

1 事業目的

乳幼児を抱える保護者が外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その所在を広く周知するとともに設置を促すことにより、安心して外出を楽しめる環境づくりを推進していくことを目的とする。

2 利用対象

原則として、授乳又はおむつ替え等の目的を持った乳幼児連れの保護者とする。

3 登録対象施設

市内の公共施設及び民間施設とする。

4 登録基準

赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次の（１）または（２）が提供でき、衛生面と安全面に配慮された施設とする。ただし、同じ施設内であれば同一場所になくても可とする。

（１）授乳の場の提供

壁、パーテーション、カーテン等で仕切られ、椅子等授乳ができる設備が備えられ、利用者のプライバシーが守られること。

（２）おむつ替えの場の提供

ア ベビーベッド、おむつ交換台等乳幼児のおむつ交換が可能な設備があること。

イ 紙おむつなどのごみは、利用者が持ち帰る。ただし、施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

5 登録方法

赤ちゃんの駅として登録を希望する施設管理者は、赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）を市長に提出する。

市長は、赤ちゃんの駅登録申請書の提出があった時は審査を行い、登録基準を満たすと認めるときは赤ちゃんの駅として登録し、登録された施設の管理者（以下「登録施設管理者」という。）にステッカーを交付する。

6 登録内容変更及び廃止

赤ちゃんの駅として登録した内容を変更し、又は登録を廃止しようとする登録施設管理者は、赤ちゃんの駅内容変更・廃止届（様式第3号）を市長に提出する。

また、市長は赤ちゃんの駅として登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は赤ちゃんの駅として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

7 表示及び広報

- (1) 登録施設管理者は、施設の出入口その他利用者の目に付きやすい場所に、交付を受けたステッカー（赤ちゃんの駅のマークと利用可能な設備名）を表示して管理する。
- (2) 登録施設として施設名等を市のホームページや子育てアプリ等への掲載により、市民に広く周知する。
- (3) 登録施設管理者は、ステッカーのデザインを自ら作成する広告、パンフレット又はホームページなどに利用することができる。ただし、デザインを利用する場合は、必ず「丹波篠山市赤ちゃんの駅目印」の文言を併記すること。

8 施設の管理及び利用の制限等

- (1) 赤ちゃんの駅は登録施設管理者の責任において管理する。
- (2) おむつ交換台を備えている場合は、転落事故防止に配慮し必要な措置を行うこと。
 - ア 製造事業者が作成する「警告表示」を保護者等の目に付くところに貼付すること。
 - イ 交換台のガタツキ、安全ベルトの傷み、ネジの緩み等の不具合がないこと等を定期的に確認すること。

9 確認等

市長は登録施設管理者に対して、必要に応じ実施状況について報告を求めることができる。また、市長は必要に応じて登録施設の現状を確認することができる。

10 個人情報の保護（利用時に氏名等を特定する施設のみ）

- (1) 登録施設の管理者は、丹波篠山市個人情報保護条例（平成13年12月28日条例第36号）第2条第2号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、本事業の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 前項の取扱いにあたっては、個人情報保護法及び丹波篠山市個人情報保護条例など関係法令を遵守しなければならない。

11 委任

このガイドラインに定めるもののほか、「赤ちゃんの駅」設置事業実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。